

伏見区選挙管理委員会告示第15号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の伏見区における期日前投票所の場所及び期日前投票所を設ける期間並びに期日前投票所の対象となる選挙人は、次のとおりです。

平成17年8月30日

伏見区選挙管理委員会
委員長 松村邦晴

期日前投票所の場所		期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の対象となる選挙人
所在地	施設の名称		
伏見区東組町681番地	伏見区役所	平成17年8月31日から 同 年9月10日まで	伏見区の選挙人名簿に登録されている者
伏見区深草向畑町93番地の1	伏見区役所深草支所	平成17年8月31日から 同 年9月10日まで	伏見区の選挙人名簿に登録されている者のうち、その住所が伏見区役所深草支所の所管区域であるもの
伏見区醍醐大構町28番地	伏見区役所醍醐支所	平成17年8月31日から 同 年9月10日まで	伏見区の選挙人名簿に登録されている者のうち、その住所が伏見区役所醍醐支所の所管区域であるもの

(伏見区選挙管理委員会事務局)